

令和7（2025）年度

さいたま市地域密着型サービス事業者公募要領（2次公募）

令和7年8月15日

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

1 公募の趣旨

さいたま市では「さいたま市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、地域密着型サービスの整備を進めることとしています。

本公募要領は、地域密着型サービスの整備に当たり、サービスの質の確保と地域バランスに配慮し、公平性・透明性・客観性を担保した手続きのもと、よりよいサービスを提供できる事業者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

今年度については、4月から6月にかけて公募を実施したところ、公募における指定申請事業者の数が募集数を下回ったため、また、以前選定された事業所の取下げがあったため、再公募を実施します。

2 公募するサービス種類

サービス種別	日常生活圏域	整備数	特記事項
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・中央区全域	1事業所	夜間のサービス提供にも努めること。
療養通所介護	市内全域	制限なし	・本要領に定める募集期間によらず開設計画書の提出を受け付けます。
単独型・併設型認知症対応型通所介護（介護予防を含む）		4事業所	
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）	市内全域	4事業所	・共生型障害福祉サービス（共生型生活介護、共生型自立訓練、共生型児童発達支援、共生型放課後デイサービス又は共生型短期入所）の指定を併せて受けるよう努めること。 ・小規模多機能型居宅介護事業所から看護小規模多機能型居宅介護事業所へ転換の場合にあつては、本要領に定める募集期間によらず開設計画書の提出を受け付けます。 ・西区（南部）、北区（西部）、見沼区（北部）、中央区（南部）、桜区（北部）、浦和区（中部）、緑区（北部）、岩槻区（北部）の圏域を優先して採択します。
看護小規模多機能型居宅介護		2事業所	
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）	・西区（南部） ・大宮区（東部・西部） ・見沼区（西部） ・桜区（北部・南部） ・浦和区（東部・中部・南部） ・南区（中部・西部）	定員数の合計が90床程度	・定員は27人（1ユニット当たり9人以下、3ユニット以下）を上限とします。 ・共用型認知症対応型通所介護の指定を併せて受けるよう努めること。
地域密着型特定施設入居者生活介護	市内全域	1施設	西区、桜区、緑区以外の区を優先して採択します。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	市内全域	3施設	・空床型（介護予防）短期入所生活介護及び共生型短期入所の指定を併せて受けるよう努めること。 ・見沼区、中央区、桜区、浦和区、緑区を優先して採択します。

※ 同一圏域内で同一サービス（小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護は、同一サービスとして取り扱う）を同時に選定しません。

3 応募資格

- (1) 介護保険法第78条の2第4項第4号の2から第12号及び第115条の12第2項第4号の2から第12号に該当しない法人であること。ただし、病床を有する診療所の開設者が看護小規模多機能型居宅介護に応募する場合に限り、法人格を有しない者も応募資格を有するものとする。
- (2) さいたま市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと、また、暴力団に利益となるような行為を行わないこと。
- (3) 代表者及び役員等が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、暴力団員を雇用しないこと。
- (4) 社会福祉法人であること。申請者が社会福祉法人以外の場合は、令和7年4月1日現在、介護保険サービス事業を運営しており、かつ1年以上の実績があること。
- (5) 開設計画書等の提出時点において、法人が運営している全事業所が、介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の全部又は一部の効力の停止を受け、停止期間終了日から1年以内でないこと。

4 応募要件（※以下の各号のすべての要件を満たすこと。）

- (1) 令和8年4月1日から令和9年4月1日までに開設する計画であること。なお、事業所の部分的な開設は認めない。
- (2) 指定申請までに介護保険法上の全ての指定基準を満たし、開設予定日までに開設することが確実に見込まれる計画であること。
- (3) 建築行為を伴う場合、建築に際して必要な手続きについて担当所管課と事前の相談が済んでいること。

5 公募の日程

期間	内容
令和7年 8月15日（金）～10月17日（金） （土・日曜日、祝日を除く）	開設計画書の受付・公募要領等の配布
令和7年10月下旬	書類審査
令和7年11月上旬から中旬	ヒアリングの実施
令和7年11月中旬～11月下旬	さいたま市地域密着型サービス運営委員会
令和7年11月下旬	指定申請事業者の決定

6 公募要領等の配布

- (1) 配布方法 さいたま市役所 2 階介護保険課窓口 又は 市ホームページ
ホームページ「令和 7 年度 さいたま市地域密着型サービス事業者の公募について」
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/003/p120008.html>
- (2) 配布期間 令和 7 年 8 月 15 日（金）～令和 7 年 10 月 17 日（金）（土・日曜日、祝日を除く）
- (3) 配布時間 介護保険課窓口での配布は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

7 応募書類の提出

- (1) 提出書類
別紙「令和 7 年度 地域密着型サービス開設計画書提出書類一覧」のとおり
- (2) 提出期間
令和 7 年 8 月 15 日（金）～令和 7 年 10 月 17 日（金）
※ 書類の訂正がある場合は提出期間内に提出すること。
- (3) 提出方法
持参、郵送または電子メール等にて「9 問合せ先・提出先」に提出すること。
※ 電子メール等により提出する場合は、送信前にご連絡ください。また、持参または郵送により提出する場合は、以下の形式にて提出すること。
 - ① 紙資料 3 部（正本 1 部、副本 2 部）を提出すること。
 - ② フラットファイル等を用いて A 4 判左穴あけ綴りで提出すること。
 - ③ フラットファイル等の表紙と背表紙に、以下の事項を記載すること。
 - ア 「地域密着型サービス事業者開設計画書」
 - イ サービス種別
 - ウ 圏域
 - エ 法人名
 - ④ 「令和 7 年度 地域密着型サービス開設計画書提出書類一覧」の順に並べ、項目ごとにインデックスを付けた仕切り紙をはさむこと。
- (4) 注意事項
 - ① 提出いただいた書類は返却しません。
 - ② 申請に係る一切の費用は事業者負担となります。
 - ③ 応募書類に、虚偽その他不正があった場合、決定を取り消すことがあります。
 - ④ 応募を取り下げる場合は、速やかに応募辞退届をさいたま市介護保険課に提出してください。

8 指定申請事業者の決定

(1) 選定の方法

事業者の選定に際し、書類審査とヒアリングによる審査を行います。以下の「主な選定基準」に照らして評価を行い、さいたま市地域密着型サービス運営委員会での意見を踏まえて指定申請事業者を選定します。

◎ 主な選定基準（サービス類型により詳細は異なります）

項目	内容
さいたま市いきいき長寿応援プランに合致した計画か	・事業系計画に定められた日常圏域での整備計画か ・地域との連携が図られている整備計画か ・高齢者虐待防止等の対策がとられているか ・医療・介護連携の取組が認められるか
適切な事業計画 (実効性・実現可能性)	・過去5年度に以下の実績がないか ・選定後に地域密着型サービス計画の取下げ ・地域密着型サービス事業所の廃止 ・過去3年度、事業所・施設に勧告、命令、行政処分を受けていない ・事業用地の確保等に問題ない ・事業資金の調達等に問題ない ・法人の運営理念等が明確で、認知症に関する事業実績が十分ある
適切な事業運営 (人員配置)	・経験のある職員を適切に配置できる見込みがあるか ・職員を確保し、定着させる見込みのある計画か ・良好な職場環境形成のための取組がある計画か
適切な事業運営 (その他)	・利用者に良好な環境を提供できる計画か ・事故発生の防止と発生時の対策がとられているか ・非常災害への備えがなされているか

(2) 決定の通知および公表

市は、選定後速やかに、選定事業者に対しては「決定通知」を、不選定となった事業者に対しては「不選定通知」を送付するとともに、市ホームページに選定事業者を公表します。

なお、決定に際しては一定の条件を付与することがあります。

(3) 地域密着型サービス事業所としての指定手続き

選定事業者は、「決定通知」受領後、事業開始の準備を遅滞なく行い、指定申請書に関係書類を添え、開設予定日の前月10日までに提出すること。

※ 翌月1日付けにて指定

(4) 地域医療介護総合確保基金の申請手続き

地域医療介護総合確保基金による補助金（さいたま市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（整備助成事業、施設開設準備経費等支援事業等））の活用を検討している事業者は、別に定める「さいたま市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱」を確認し、応募書類の提出期間内に必ず申し出ること。

※ 当補助金は、埼玉県の基金を活用したものであるため、埼玉県の予算の範囲内にて本市が補助金の交付を決定します。

(5) 事業者決定後の計画変更

事業者を決定した後に整備計画に変更が生じる場合は、速やかに市に報告し指示を仰ぐこと。
なお、事業者決定後の整備計画の変更は、軽微な変更を除き原則認めていません。

9 問合せ先・提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

TEL 048-829-1265

FAX 048-829-1981

Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

別紙 令和7年度 地域密着型サービス開設計画書提出書類一覧

No	提出資料	様式	備考
必ず提出する書類			
1	(表紙) 地域密着型サービス開設計画書	表紙	
2	地域密着型サービス事業開設計画書	様式1	
3	付表	付表	開設を想定した予定を記入
4	法人の概要・沿革	様式2	パンフレット等があれば添付
5	誓約書	参考30	
6	役員及び管理者名簿	参考9-2	
7	定款		原本証明
8	法人登記簿謄本		原本
9	土地登記簿謄本		原本
10	開設予定地の周辺図、見取り図、写真		公共交通機関、商店街、介護施設等
11	建物の図面		
12	直近の計算書		
13	運営実績	別紙1	
14	代表者経歴書	別紙2-1	研修終了証の写しを添付
15	管理者経歴書	別紙2-2	研修終了証の写しを添付
16	事業所整備に係る資金計画書	別紙3-1	土地所有者等が事業所を整備する場合は別紙3-1, 3-2いずれも提出
17	事業所整備に係る資金計画書（オーナー型）	別紙3-2	
18	収支見込書	別紙3-3	
19	地域密着型サービス事業者設立の趣旨・理念	別紙4	
20	協力医療機関との連携について	別紙5	
21	勤務予定者一覧表・予定者確保について	別紙6	
22	開設までのスケジュール	別紙7	
必要に応じて提出するもの			
23	賃貸借仮契約書（オーナー・法定相続人）		オーナーが個人の場合添付
24	感染症・食中毒対策の規定		
25	個人情報保護の規定		
26	身体的拘束廃止マニュアル		
27	高齢者虐待防止マニュアル		
28	苦情対応マニュアル		
29	事故発生時の対応マニュアル		
30	介護サービス手順のマニュアル		
31	キャリアパスの規定		
32	非常災害対策・防災計画の指針案		
33	研修計画案		